平成２４年（フ）第１２９６号
札幌市西区発寒10条４丁目３番29号　ディアス発寒中央Ｆ―101号
債務者　林　　順子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５７７号
北海道石狩市花川南３条４丁目199番地４　レリュドゥエクレア202号
債務者　高田　由希
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８５８号
札幌市白石区東札幌４条６丁目２番１―1401号
債務者　山田　清二
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８９９号
札幌市北区北27条西12丁目７番８号　トミイハイツ20号棟２階77号
債務者　又井　光明
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２号
北海道恵庭市島松寿町２丁目33番地１　市営住宅33号
債務者　小山紀代子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６号
札幌市中央区南４条西10丁目1004番地１　ユニハウス506号
債務者　寺田　数人
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８号
札幌市白石区平和通10丁目北５番18―205号
債務者　西村　紀子（旧姓片倉）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目17番31号　カク伊コーポ202
債務者　落合　未子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３９号
札幌市東区北20条東13丁目２番16号　ドリームハウス202号
債務者　山根　幸子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４７号
札幌市西区八軒10条東４丁目１番28号　ユニエスビルⅠ―201号
債務者　木村　恵美
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３号
北海道名寄市西２条南６丁目　プラザマンション101、住民票上の住所北海道名寄市西６条北４丁目29番地
債務者　玉置　英二
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２５年（フ）第２号
北海道中川郡美深町西３条北１丁目９番地　つくし団地1222号
債務者　菅野　裕子（旧姓藤島・中）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２５年（フ）第３号
山形県鶴岡市西片屋字片貝166番地
債務者　伊藤美由喜
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第１４０１号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番２棟305号
債務者　海部　博子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４５０号
千葉県市川市行徳駅前１丁目17番１―202号
債務者　松井　　勉
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４４３号
京都市北区上賀茂津ノ国町４番地８
債務者　湯浅　麗瑛
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１２号
京都市山科区西野様子見町１番地２　市住１―865号室
債務者　小見山治輝
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係